

令和7年度 大阪市住吉区における 地域コミュニティ支援事業業務委託

募 集 要 項

住吉区では、活力ある地域社会づくりに向け、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援する事業の企画提案を募集します。

この業務に応募される団体は、必ずこの「募集要項」及び「仕様書」をお読みください。

【担当部署・お問い合わせ】

大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 住吉区役所3階36番窓口

住吉区役所 地域課（担当：高岡・吉山）

TEL 06-6694-9840 FAX 06-6692-5535

E-MAIL tu0002@city.osaka.lg.jp

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/>

1 案件名称

令和7年度「大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業」業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

大阪市では、平成24年度に「市政改革プラン—新しい住民自治の実現に向けて—」を策定し、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方の下、地域課題を共有しながら活動できるおおむね小学校区の範囲を基本とする校区等地域を単位として、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら、地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を發揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営の仕組みづくりに取り組んできました。

当区においては、同年度に区内全12地域で「地域活動協議会」が形成され、一定の組織運営ができる体制が構築されてきました。

しかしながら、地域活動協議会の運営開始より十年以上が経過し、12地域の強み弱みが顕著になってきており、今後は12地域一律の支援ではなく、会計事務はもとより、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められるように、地域毎の分析をしっかりと行い、具体的な支援計画を策定し、目標達成意識をもって積極的に支援を行うことが重要であると考えております。

令和5年3月策定の「区政がめざす姿」（令和5～8年度）において、「地域社会におけるニア・イズ・ベターの追求（地域活動協議会のさらなる更なる活性化）」「豊かな地域コミュニティづくりと地域活動の活性化」「NPO等との多様な協働とNPO等による市民活動の推進」等により一層力を尽くし、成果を出すことが特に強く求められており、オンラインを活用するなど、活動の多様化に応じて地域の実情や特性に応じたきめ細やかな支援を行うことが必要となります。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かし、地域活動協議会の人材育成や資金確保、ICTの活用を支援し、活動情報を幅広く発信するとともに、町会加入促進、多様な活動主体との連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要と考え、本業務委託における、中間支援組織の役割により、地域活動協議会の自律運営を図るべく積極的支援等を行うことにより、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会の実現をめざすこと目的とします。

(2) 事業概要

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

※「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し、契約締結を行うものとします。追加・変更する業務内容については、受託予定者と発注者と協議のうえ定めることとします。

ア 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- (ア) 地域課題への取組に対する助言・支援
- (イ) つながりの拡充に向けた助言・支援
- (ウ) 組織運営にかかる支援

- イ まちづくりセンターの設置・運営
- (ア) 相談や受付体制の構築
- (イ) 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進
- (ウ) 連絡調整会議への参加・協力
- (エ) 区役所との情報共有

(3) 事業規模（契約上限額）

金 13,755,232 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※令和7年度予算の成立をもって決定します。

(4) 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(5) 履行場所

発注者指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しません。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、発注者と協議の上、仕様書及び企画提案書類に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市入札参加資格停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがあります。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 委託料の支払い

事業完了後、業務報告書に基づく発注者の検査を経てから、経費額を確定し、受注者の請求に基づき支払います。

業務の完了前に、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、部分払いを請求する場合は、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来高部分の確認を書面により提出していただきます。ただし、部分払いについては月1回を超えることはできません。

受注者が前払いによる業務委託料の概算支払いを請求する場合で、発注者がその必要性を認める場合は、当該業務完了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、提出していただきます。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金等

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

仕様書参照（「11 再委託について」）

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

4 応募資格、必要な資格許認可等

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政
- (4) 党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく
- (6) 入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていること及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（7）の基準すべてを満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

年	月日	曜日	内 容
令和7年	1月 8 日	水	公示・募集開始、参加申請・質問受付開始
	1月 17 日	金	質問受付締切（17時30分まで）
	1月 21 日	火	質問回答公表
	1月 29 日	水	公募型プロポーザル参加申請期限 (9時00分～17時30分まで)
	2月 4 日	火	参加資格決定通知（予定）
	2月 5 日 ～2月 12 日	水～水	企画提案書類受付期間 (土日・祝日除く 9時00分～17時30分まで)
	2月 25 日 (予定)	火	選定会議（午後）（プレゼンテーション）
	3月 6 日	木	選定結果の通知、最終選定結果の公表
	4月 1 日	火	契約締結 令和7年度委託事業開始
令和8年	3月 31 日	火	業務完了

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

ア 受付期間

令和7年1月8日（水）から1月17日（金）までの土日祝を除く
9時～17時30分（12時15分～13時を除く）

イ 提出書類

様式1「質問票」に記載し、住吉区役所地域課までE-mail
(送信先：tu0002@city.osaka.lg.jp)で提出してください。

※質問票が間違いなく届いたかどうか本書表紙に記載の問い合わせ先へ必ず電話で確認
してください。

ウ 回答

令和7年1月21日（火）以降に当区役所ホームページに掲載します。

掲載場所 事業者の方へ>入札契約情報>業務委託関係

（2）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年1月8日（水）から1月29日（水）までの土日祝を除く
9時～17時30分（12時15分～13時を除く）

イ 提出書類

本要項7頁の別表「(2) 参加申請及び資格証明書類に必要な書類」及び「その他」を参考

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所

住吉区役所地域課（3階36番窓口）まで持参してください。

（配達・FAX・E-mail不可）

オ 参加資格決定通知

令和7年2月4日（火） E-mailにより通知します。

（3）企画提案書の提出

ア 企画提案書について

公募型プロポーザル参加指名通知書受領後、本要項7頁の別表「（3）企画提案書等」をA4版で作成してください。

イ 提出部数

9部（正本1部、副本8部 ※副本は複写可）

ウ 提出場所

住吉区役所地域課（3階36番窓口）まで持参してください。

（配達・FAX・E-mail不可）

エ その他

（ア）提出できる案は、1事業者1案のみとします。

（イ）応募書類の提出に際しては、正本及び副本のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、正本とセットにして提出してください。

（ウ）表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。副本については、提案事業者名等は記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

提出書類	提出期限
(1) 質問の受付 質問票（様式1）	令和7年1月8日(水)から令和7年1月17日(金) 17時30分まで
(2) 参加申請及び資格証明書類に必要な書類 ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式2） イ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式3） ウ 【法人】事業概要（事業者の業務内容がわかるもの。パンフレット等様式自由） 【任意団体】組織の規約や定款、役員名簿、寄付行為及び直近の総会資料 エ 【法人】登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可） 【任意団体】代表者資格証明書（様式4）※代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本（書類の枚数が多いとき）又はこれに代わる書類を添付すること オ 【法人】貸借対照表、損益計算書等の財務諸表又は確定申告書 【任意団体】上記に相当する書類 カ 【法人のみ】印鑑証明書 （提出日前3か月以内に発行されたもの：原本） キ 使用印鑑届（様式5） ク 【法人のみ】税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可） ・税務署の様式その3またはその3の3様式【法人】、又はその3の2様式【個人】 ・非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。 ケ 過去2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）※ただし、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。 コ 共同事業体届出書兼委任状[共同体での申請の場合のみ]（様式6） サ 共同体の協定書の写し[共同体での申請の場合のみ] シ 情報セキュリティー・ポリシーに関する資料（様式自由）	令和7年1月8日(水)から令和7年1月29日(水)までの土日祝を除く、9時から17時30分まで(12時15分～13時を除く)
(3) 企画提案書等 ア 企画提案書（様式7） イ 事業趣旨について（様式8） ウ 事業内容及び実施スケジュールについて（様式9） エ 事業の目標達成に向けた具体的取組について（様式10） オ 提案のセールスポイント（様式11） カ 本業務にかかる貴社の実施体制（様式12） キ 類似業務実績調書（様式13） ク 経費内訳書及び積算根拠（様式14）	令和7年2月4日(火)付 けで交付する参加資格決定通知到着後から令和7年2月12日(水)までの土日祝を除く、9時から17時30分まで (12時15分～13時を除く)
その他 ※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については、上記（2）エ～ケを省略できるものとする。 ※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。 ※ 提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とする。	

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none">・本事業の目的及び業務内容の理解度・事業の計画性、実施内容の妥当性・業務手法の適格性、実現可能性・課題解決能力、手法の独創性・ＩＣＴを活用した支援が有効的な提案となっているか	10点 10点 20点 15点 10点
②事業の実施体制 (人員配置等)	<ul style="list-style-type: none">・確実に遂行できる組織体制・運営基盤	15点
③類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	10点
④所要経費、 積算見積金額	<ul style="list-style-type: none">・所要経費が合理的かつ適切な配分となっているか	10点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する「令和7年度大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業業務委託予定事業者選定会議」(以下、「選定会議」)が選定基準に基づき書面による事前審査を行い、プレゼンテーション審査(令和7年2月25日(火)開催予定)の結果を加味して、最終得点とし、最も優れた企画提案者を選定し、その企画者を委託予定事業者とします。

イ プrezentation

(ア) 開催日時

令和7年2月25日(火)15時(予定)から順次

※各提案者の開催時間については、参加資格決定通知書にて通知します。

(イ) 場所

住吉区役所4階第5会議室(会場) 4階第6会議室(控室)

(ウ) 内容・方法

企画提案書を基にプレゼンテーションを行い(15分)、その後質疑応答を行う。(15分)

※パワーポイントを使用する場合は、事前に申し出のうえ、パソコン等は提案者が持参すること。

ウ 審査結果

(ア) 審査の結果、評価点が最も高い事業者を選定する。なお、全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象としない。

(イ) 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、企画提案における審査で「事業の企画内容」の点数が高い方とし、「事業の企画内容」の点数で決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

(ウ) 提案者が1者であっても、選定会議を行い、受注者としての適否を判断し、審査結果により当該申請者を委託予定事業者とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める場合
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の内容が認められた場合
- オ 契約上限額を超える提案を行った場合
- カ 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、発注者ホームページに掲載します。

8 その他選定に関する事項

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ウ 企画提案書はすべて返却しません。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除きます）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めません。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とします。
- キ 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。契約の締結は、令和7年度予算が成立した後とします。
上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっても、発注者はその損害について一切負担しません。

(2) 順位の繰上げ

委託予定事業者と契約締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次点の候補者が委託予定事業者に繰り上がるものとします。ただし、評価点が全委員の平均

で 60 点に満たない事業者は除きます。